

# 第42号議案 品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

厚生委員会資料  
平成30年3月15日  
健康推進部国保医療年金課

品川区国民健康保険条例の一部改正について

## (1) 保険料率等の変更

特別区長会の「平成30年度基準保険料率案」と同じ保険料率としている。

### ① 基礎賦課額 (単位:円・%)

条文および区分		年度		平成30年度(案)		平成29年度	
第15条の4 第15条の8	保険料率	所得割		7.32/100		7.47/100	
		均等割		39,000		38,400	
	賦課割合	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
				62	38	61	39
		保険料賦課限度額		580,000		540,000	
第19条の2	均等割	7割減額(1号)		27,300		26,880	
		5割減額(2号)		19,500		19,200	
		2割減額(3号)		7,800		7,680	

### ② 後期高齢者支援金等賦課額 (単位:円・%)

条文および区分		年度		平成30年度(案)		平成29年度	
第15条の12 第15条の16	保険料率	所得割		2.22/100		1.96/100	
		均等割		12,000		11,100	
	賦課割合	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
				62	38	60	40
		保険料賦課限度額		190,000		190,000	
第19条の2	均等割	7割減額(1号)		8,400		7,770	
		5割減額(2号)		6,000		5,550	
		2割減額(3号)		2,400		2,220	

### ③ 介護納付金賦課額 (単位:円・%)

条文および区分		年度		平成30年度(案)		平成29年度	
第16条の4 第16条の5	保険料率	所得割		1.51/100		1.39/100	
		均等割		15,600		15,600	
	賦課割合	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
				53	47	49	51
		保険料賦課限度額		160,000		160,000	
第19条の2	均等割	7割減額(1号)		10,920		10,920	
		5割減額(2号)		7,800		7,800	
		2割減額(3号)		3,120		3,120	

## ④ 軽減対象となる所得基準額の引上げ

国の政令改正により保険料均等割軽減の対象となる世帯を拡大する。

(単位:円)

条文および区分	年度	平成30年度(案)	平成29年度
第19条の2	5割減額(2号) 所得基準額算定式	275,000	270,000
	2割減額(3号) 所得基準額算定式	500,000	490,000

## (2) 保険料賦課総額の算定方法の変更について

① 条例 第14条の3【基礎賦課総額】、第15条の9【後期高齢者支援金等賦課総額】、第16条【介護納付金賦課総額】

国保制度の広域化により国民健康保険法施行令が改正され、各賦課総額(基礎分・後期支援分・介護分)の算定方法が変更となったため、条例において規定する各賦課総額の算定方法についても同様の変更を行うこととする。

## (3) その他の変更

① 条例 第2章および第2条【品川区国民健康保険運営協議会の正式名称の変更について】

国民健康保険法の改正に伴い、法において規定される名称が「国民健康保険運営協議会」から「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に変更になったことにより、条例において規定する名称についても同様の変更を行うこととする。

旧:【品川区国民健康保険運営協議会】

新:【品川区国民健康保険事業の運営に関する協議会】

② 条例 第14条の2【保険料賦課額対象となる範囲について】

世帯内の保険料賦課額対象となる範囲について、表現をシンプルにわかりやすく改める。  
旧:保険料の賦課額は【被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者】につき算定した額。

新:【世帯主の世帯に属する被保険者】につき算定した額。

(国民健康保険法施行令の改正に伴うものだが、「世帯主の概念・考え方」については従来から変更なし。あくまで、表現をわかりやすくするための改正。)



## (4) 施行期日

平成30年4月1日

# 平成30年度の品川区国民健康保険条例の一部改正について【参考資料】

厚生委員会資料  
平成30年3月15日  
健康推進部国保医療年金課

## ① 国保制度改革に伴う特別区への対応方針等について（保険料率関係）

### (1) 特別区への対応方針

将来的な方向性（都内統一保険料水準、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って段階的に移行すべく23区統一で対応する。

なお、特別区の水準を参考に独自に対応することも可とする。

### (2) 特別区統一保険料率算定方法の変更

国保制度の広域化により、各市町村は納付金をベースにした保険料率算定を行うこととなったため、従来から統一保険料率による調整を行っていた特別区では、新たな統一保険料率方式として23区の納付金額をベースにした基準保険料率の算定を行うことになった。

なお、東京都が示す各区の収納率を反映した標準保険料率は「参考値」として捉えることとする。

### (3) 基準保険料率における保険料激変緩和策

特別区では新制度開始から6年間保険料の激変緩和措置を実施する。（6年間かけて段階的に縮小）

平成30年度では、本来必要となる保険料額に94%を乗じた金額を保険料率算定の賦課総額とすることで、保険料率を引き下げ、負担軽減を図る。

（保険料賦課総額を減じた分、各区の法定外繰入金で補填する。）

なお、国や都においても制度開始から6年間の激変緩和策として追加公費投入し、保険料負担の軽減を図る。

### (4) 法定外繰入の解消又は縮減

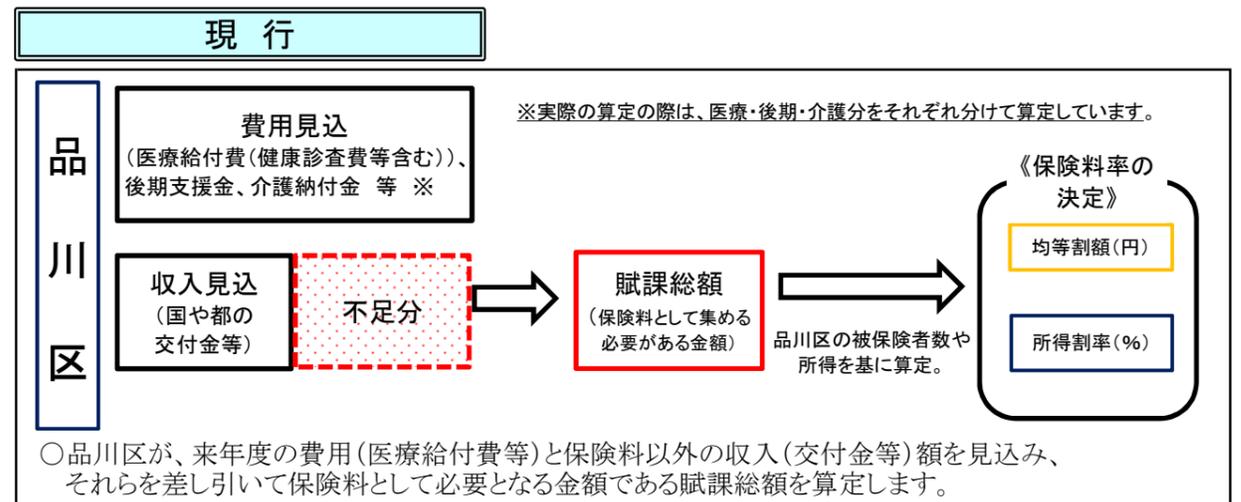
上記の激変緩和措置により保険料の引き下げを図るが、激変緩和措置の割合を原則年1%ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消（縮小）することを目指す。

⇒品川区では、上記の対応方針のもと算定した特別区の「平成30年度基準保険料率」と同率の保険料率とし、特別区として一体となって国民健康保険事業を推進していく。

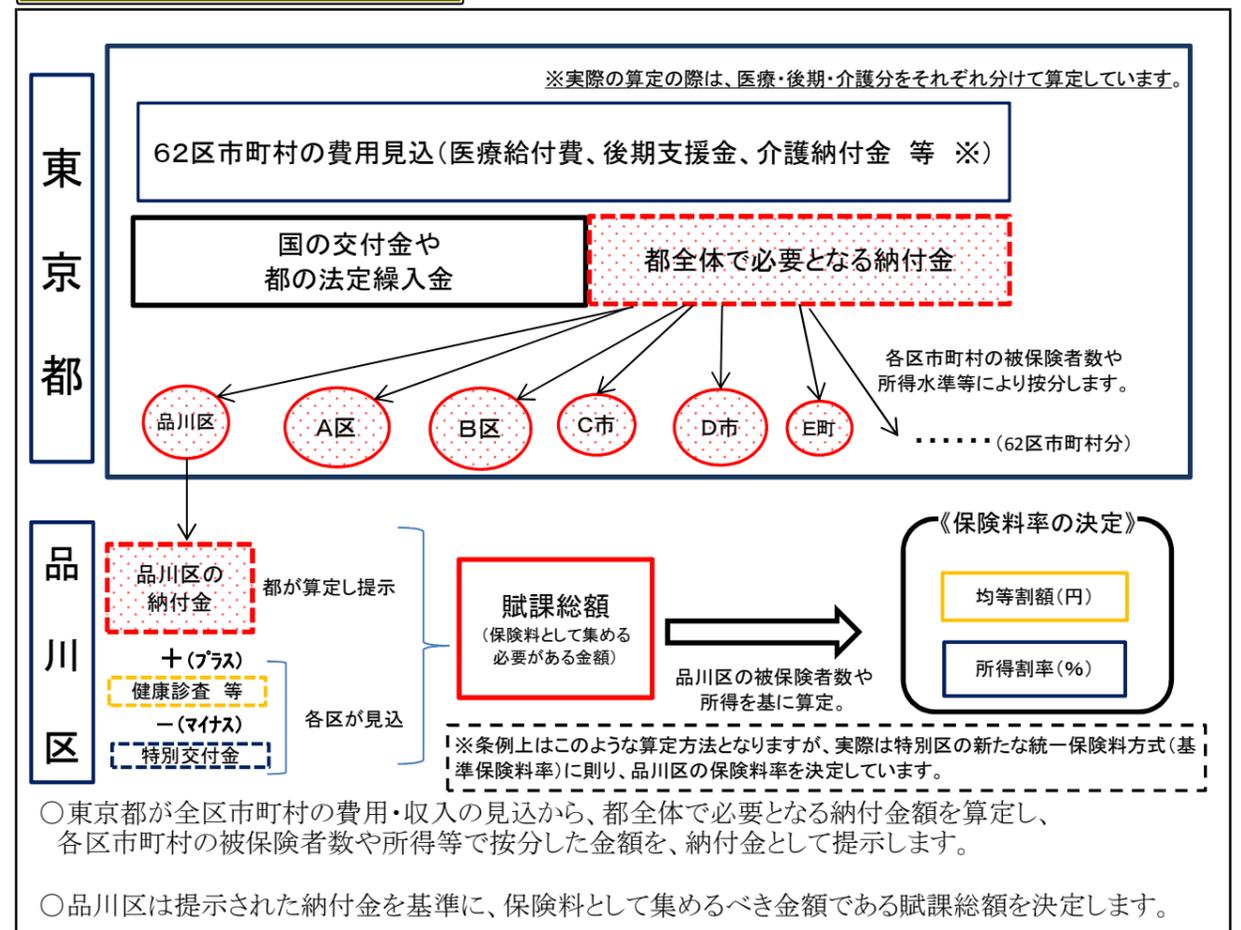
## ② 保険料の各賦課総額の算定方法の変更について

保険料の各賦課総額（保険料として必要とする金額）は今まで、区市町村がそれぞれ必要な経費や収入を見込み、算定していましたが、国保制度の広域化に伴って、東京都が算定した各納付金を基準に賦課総額を算定することとなりました。

### 《賦課総額・保険料率の算定方法 イメージ》



### 平成30年度以降



新旧対照表

○品川区国民健康保険条例

新	旧
<p>第2章 <u>国民健康保険事業の運営に関する協議会</u> (委員の定数)</p> <p>第2条 <u>品川区国民健康保険事業の運営に関する協議会</u> (以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 被保険者を代表する委員 7人 (2) 保険医または保険薬剤師を代表する委員 7人 (3) 公益を代表する委員 7人 (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 3人 (保険料の賦課額)</p> <p>第14条の2 保険料の賦課額は、<u>世帯主</u>の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「令」という。)第29条の7第1項<u>第1号</u>に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)および後期高齢者支援金等賦課額(同項<u>第2号</u>に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)ならびに介護納付金賦課被保険者(同項<u>第3号</u>に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(<u>同号</u>に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(退職被保険者等(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第19条の2の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における<u>次に掲げる額</u>の合算額</p>	<p>第2章 <u>国民健康保険運営協議会</u> (委員の定数)</p> <p>第2条 <u>品川区国民健康保険運営協議会</u> (以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 被保険者を代表する委員 7人 (2) 保険医または保険薬剤師を代表する委員 7人 (3) 公益を代表する委員 7人 (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 3人 (保険料の賦課額)</p> <p>第14条の2 保険料の賦課額は、<u>被保険者である世帯主およびその</u>世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「令」という。)第29条の7第1項に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)および後期高齢者支援金等賦課額(同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)ならびに介護納付金賦課被保険者(同項に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(<u>同項</u>に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(退職被保険者等(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第19条の2の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における<u>療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費および高額介護合算療養費</u></p>

新	旧
<p>ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額ならびに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費および高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額の合算額</p> <p>イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（東京都（以下「都」という。）が行う国民健康保険の一</p>	<p>の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額、前期高齢者納付金等（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等をいう。以下同じ。）の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額ならびにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等をいう。以下同じ。）および病床転換支援金等（高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等をいう。以下同じ。））ならびに介護納付金（介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金をいう。以下同じ。）の納付に関する事務を含む。次号において同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費および高額介護合算療養費の支給に要する費用の額ならびに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）の合算額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に退職被保険者等所属割合（同号に規定する退職被保険者等所属割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）</p>

新	旧
<p><u>一般被保険者に係るものに限り、都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）および介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</u></p> <p><u>ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</u></p> <p><u>エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</u></p> <p><u>オ 保健事業に要する費用の額</u></p> <p><u>カ その他区の国民健康保険事業会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分ならびに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額ならびに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費および高額介護合算療養費の支給に要する費用の額ならびに都が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）および退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）</u></p> <p>(2) 当該年度における<u>次に掲げる額の合算額</u></p>	<p>(2) 当該年度における<u>法第70条の規定による負担金（後期高齢者支援金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金をいう。以下同じ。）および病床転換支援金（高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金をいう。以下同じ。）ならびに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金および病床転換支援金ならびに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金および病床転換支援金ならびに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の5の規定による負担金、法第74条の規定による補助金、法第75</u></p>

新	旧
<p>ア 法第74条の規定による補助金の額</p> <p>イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）および同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額</p> <p>ウ 国民健康保険保険給付費等交付金（法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金をいう。エにおいて同じ。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。）に係るものを除く。）の額</p> <p>エ その他区の国民健康保険事業会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分ならびに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金および国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>	<p>条の規定による補助金（後期高齢者支援金等および病床転換支援金等ならびに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）および貸付金（後期高齢者支援金等および病床転換支援金等ならびに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第81条の2第1項の規定による交付金ならびにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用ならびに後期高齢者支援金等および病床転換支援金等ならびに介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金および療養給付費等交付金（法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金をいう。以下同じ。）を除く。）の額の合算額</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>

新	旧
<p>(1) 所得割 <u>100分の7.32</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>3万9,000円</u></p> <p>2 前項第1号の所得割は、一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の62</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数とし、同項第2号の被保険者均等割は、一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の38</u>に相当する額を当該年度の<u>前年度およびその直前の2カ年度の各年度</u>における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。</p> <p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第15条の8 第14条の4または第15条の5の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額および第15条の5の基礎賦課額の合算額をいう。第19条および第19条の2において同じ。）は、<u>58万円</u>を超えることができない。</p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）</p> <p>第15条の9 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第19条の2の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における<u>国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等および病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分であつて、都が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）の額</u></p> <p>(2) 当該年度における<u>次に掲げる額の合算額</u></p>	<p>(1) 所得割 <u>100分の7.47</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>3万8,400円</u></p> <p>2 前項第1号の所得割は、一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の61</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数とし、同項第2号の被保険者均等割は、一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の39</u>に相当する額を当該年度の<u>初日</u>における一般被保険者の見込数で除して得た額とする。</p> <p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第15条の8 第14条の4または第15条の5の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額および第15条の5の基礎賦課額の合算額をいう。第19条および第19条の2において同じ。）は、<u>54万円</u>を超えることができない。</p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）</p> <p>第15条の9 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第19条の2の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における<u>後期高齢者支援金等および病床転換支援金等の納付に要する費用の額から後期高齢者支援金および病床転換支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額</u></p> <p>(2) 当該年度における<u>法第70条の規定による負担金（後期高齢者支援金および病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金および病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金および病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第75条の規定による補助金（後期高齢者支援金</u></p>

新	旧
<p><u>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）および同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</u></p> <p><u>イ その他区の国民健康保険事業会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</u></p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p> <p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 所得割 <u>100分の2.22</u></p> <p>（2） 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万2,000円</u></p> <p>2 前項第1号の所得割は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の62</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数とし、同項第2号の被保険者均等割は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の38</u>に相当する額を当該年度の<u>前年度およびその直前の2箇年度の各年度</u>における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。</p> <p>（介護納付金賦課総額）</p> <p>第16条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第19条の2の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1</p>	<p><u>等および病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）および貸付金（後期高齢者支援金等および病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）その他国民健康保険事業に要する費用（後期高齢者支援金等および病床転換支援金等の納付に要する費用（後期高齢者支援金等および病床転換支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。）に係るものに限る。）のための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金および療養給付費等交付金を除く。）の額の合算額</u></p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p> <p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 所得割 <u>100分の1.96</u></p> <p>（2） 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万1,100円</u></p> <p>2 前項第1号の所得割は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の60</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数とし、同項第2号の被保険者均等割は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の40</u>に相当する額を当該年度の<u>初日</u>における一般被保険者の見込数で除して得た額とする。</p> <p>（介護納付金賦課総額）</p> <p>第16条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第19条の2の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1</p>

新	旧
<p>号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における<u>国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)</u>の額</p> <p>(2) 当該年度における<u>次に掲げる額</u>の合算額</p> <p><u>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)</u>および同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p><u>イ その他区の国民健康保険事業会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)</u>のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の1.51</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万5,600円</p> <p>2 前項第1号の所得割は、介護納付金賦課総額の<u>100分の53</u>に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数とし、同項第2号の被保険者均等割は、介護納付金賦課総額の<u>100分の47</u>に相当する額を当該年度の<u>前年度およびそ</u></p>	<p>号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における<u>介護納付金の納付に要する費用の額</u></p> <p>(2) 当該年度における<u>法第70条の規定による負担金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)</u>、<u>法第72条の規定による調整交付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)</u>、<u>法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)</u>、<u>法第75条の規定による補助金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)</u>及び<u>貸付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)</u>その他国民健康保険事業に要する費用(介護納付金の納付に要する費用(介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。))に係るものに限る。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額の合算額</p> <p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の1.39</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万5,600円</p> <p>2 前項第1号の所得割は、介護納付金賦課総額の<u>100分の49</u>に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数とし、同項第2号の被保険者均等割は、介護納付金賦課総額の<u>100分の51</u>に相当する額を当該年度の<u>初日</u>における介</p>

新	旧
<p><u>の直前の2カ年度の各年度</u>における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4または第15条の5の基礎賦課額からそれぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）、第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額からそれぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）および第16条の2の介護納付金賦課額からそれぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>2万7,300円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>8,400円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき1万920円</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、<u>27万5,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数および特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>1万9,500円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>6,000円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき7,800円</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に</p>	<p>介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額とする。</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4または第15条の5の基礎賦課額からそれぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額からそれぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）および第16条の2の介護納付金賦課額からそれぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>2万6,880円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>7,770円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき1万920円</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、<u>27万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数および特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>1万9,200円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>5,550円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき7,800円</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に</p>

新	旧
<p>規定する金額に、<u>50万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数および特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>7,800円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>2,400円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき3,120円</p> <p><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 改正後の第14条の2、第14条の3、第15条の4、第15条の8、第15条の9、第15条の12、第16条、第16条の4および第19条の2の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。</u> <u>(品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)</u></p> <p><u>3 品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和29年品川区条例第7号）の一部を次のように改正する。</u> <u>別表中「品川区国民健康保険運営協議会」を「品川区国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。</u></p>	<p>規定する金額に、<u>49万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数および特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>7,680円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>2,220円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき3,120円</p>